

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 9 月 8 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年9月8日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区二の丸1番1-2号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員（上記24名中1名が欠席）

1番 西富 大二郎

午後 3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号1番の西富委員については、事前に欠席の届出がっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月10日からの記録的な大雨により、河川の氾濫や道路の冠水など多くの被害が出ております。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、これから台風シーズンとなりますが、皆さん気を引き締めて準備と対策に当たっていただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積等促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、14番の谷口憲治委員と15番の坂本修委員を、書記に事務局の柴田大圭参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8議案、非農地証明願までの8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請21件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番と2番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、申請地には水稻を作付する計画です。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培する農家で、申請地には水稻を作付する計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

3番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番から7番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、タマネギを作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま 8 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9 番。

1 8 番 松田則康委員

1 8 番委員、松田です。

9 番から 1 1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9 番は、第三者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、W C S、牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

1 0 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

1 1 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上 3 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま 9 番から 1 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、1 2 番。

2 1 番 上島恵二委員

2 1 番委員、上島です。

1 2 番から 1 5 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 2 番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は 7

8歳の無職の方で許可後はカボチャ、ネギを作付する計画です。

13番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培している兼業農家で、許可後は露地野菜を作付する計画です。

14番は、経営拡張のため使用貸借権を設定する申請です。譲受人はスイカを栽培している専業農家で、許可後はスイカを作付する計画です。

15番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はスイカを栽培している専業農家で、許可後はスイカ、ソルゴーを作付する計画です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま12番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、16番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

16番から21番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ、柿などを栽培される専業農家で、申請地には柿を作付される計画です。

17番は、後継者への経営移譲で、使用貸借権を再設定する申請です。借受人は水稻、スイカを栽培される専業農家で、申請地には引き続き水稻及びスイカを作付されます。

18番、19番は関連で、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は水稻、イチゴを栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

20番は、農地所有適格法人を設立し農地を取得するため所有権移転の申請です。当該法人は養豚業を営んでおりますが、今回譲渡人が

所有する豚舎を購入することとなり、併せて申請地を取得するものです。許可後はカボチャを作付される計画です。なお、農地所有適格法人としての要件につきましては、添付資料により全ての要件を満たしていることを確認し、何ら問題ないものとの判断をいたしました。

21番は、農地所有適格法人へ贈与するため所有権移転する申請です。譲受人は水稻、スイカなどを栽培される農地所有適格法人で、申請地には大豆を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま16番から21番までについて地元委員よりご報告がございましたが、16番の譲受人が議席番号19番上村委員の同居人の親族ということですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定による議事参与の制限により、議事に参与することができません。上村委員は16番の関係案件の審議が終了するまで議場から退室していただきます。よろしくお願いいたします。

（19番 上村悦美委員 退室）

議長 それでは、16番のこの件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。上村委員に入室をお願いいたします。

（19番 上村悦美委員 入室）

議長 それでは、先ほど地元委員からのご報告がございました17番から21番までについて何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状

況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

1 5 番 坂本修委員

1 5 番委員、坂本です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、第 4 号議案農地法第 5 条 2 番の関連で、生コンクリート製造販売を営む法人が令和 6 年 1 2 月 9 日に資材置場への農地法第 5 条の許可を受け所有権移転を行い、工事に着手するところでしたが、許可を受けた申請地の隣接する農地の売却の意向を受けたため、許可を受けた土地の事業計画変更申請を行い、資材置場として敷地拡張するため所有権移転のための農地法第 5 条の許可を申請されるものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

土地利用計画は、足場、鉄パイプの資材置場としてこれまでの 4 倍の容量を確保でき、また、資材搬入車両が道路から進入することが可能となるとのことで、事業計画は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はありません。日照、通風など周辺農地への影響もないものと思われます。工事期間は、許可後から令和 8 年 4 月 3 0 日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査を行い、協議した結果、事業の必要性及び事業実施の確実性が認められ、転用許可基準を満たしていることから、今回の事業計画変更承認申請について何ら問題はないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請 4 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1 番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積494.81㎡、転用面積53㎡に個人住宅木造平家建て1棟を建築の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前申査の回答書が添付されております。工事期間は、令和8年5月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認致しております。

なお、申請地に隣接する宅地には、昭和62年に居宅を建築しましたが、今回老朽化に伴い建て替えを計画し、進めていたところ、農地法の許可を受けずに、当該農地にまたがって建築していることが判明いたしました。今後、このようなことがないように農地法を遵守すると の始末書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積199㎡に木造平家建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題はありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを確認致しております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。なお、申請地は都市計画区域外で開発許可は不要です。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当だとの判断をいたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、駐車場及び漁業用水槽への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。なお、申請地は、すでに造成して漁業用水槽が設置されており、今回の申請にあたり、農地法に違反し、これまで利用してきたことについて

深く反省する旨の始末書が添付されております。土地の選定にあたりましては、周辺で農地以外の土地を含め検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積432㎡に自家用駐車場5台分、来客用駐車場3台分を整備される計画で、設置済の漁業用水槽を含めて、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

4番は、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積499㎡を海苔網や海苔竿等の漁業用資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和7年12月31日までを予定しており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請13件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

15番 坂本修委員

15番委員、坂本です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産等を営む法人が所有権移転し、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の2種が埋設される沿道区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、法人が関係する医療機関のスタッフ用の駐車場、感染症等で待機する患者が使用する駐車場として34台分を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発許可は不要ですが、隣接地が水路であり橋を架ける必要があることから、担当課と占用許可について協議され、許可の見込みがあるとの事業者を確認しております。また、土地の造成に伴い盛土規制法による許可が必要であることを担当課である開発指導課に相談されており、農地転用許可後に手続を行われることを併せて確認しております。工事期間は令和7年10月1日から令和7年12月31日までの見込みで、資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、第2号議案の1番でご承認いただいた事業計画変更承認申請の同時5条申請分です。内容につきましては、先ほど説明したとおりです。

3番は、建築解体業を営む法人が賃借権を設定し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地からおおむね300m以内に高速道路の出入口がある第3種農地と判断されます。現在借地している駐車場が手狭となり、新たに土地を借地することで業務の効率化が図られ、また、長く使用できる見込みがあったことから申請地を設定されました。

土地利用計画は、法人が所有する2tダンプトラック、4tダンプトラックのほか重機置場として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年10月末日から令和7年11月10日までの予定で、開発許可は不要です。また、盛土規制法の制限の範囲内で、許可後は速やかに工事に着手されることを事業者を確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、土地改良事業を行う団体が所有権を移転し、農業用資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規

模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の申請地を農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断されます。

土地利用計画は、土地改良区が行う地区内のかんがい施設、排水施設の維持管理及び農道補修等で必要な鋼矢板、柵板、U字溝等の資材や土地改良区が発注する工事の重機置場として整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可は不要で、盛土等の造成工事を行わないことを事業者を確認しているところです。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものと協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

5番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、使用貸借権設定による農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当するものと判断いたしました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積349.59㎡で転用面積165㎡に農業用倉庫1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和8年3月30日までを

予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土により生じる崖の高さは1 m以下、土地の面積は5 0 0 m²以下で規制対象外であることを確認しております。

6 番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり1 0 h a 未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積3 5 7 m²に木造2階建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議 長 ただいま5番、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10 h a以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断

されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積487.1㎡に木造2階建て1棟の計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、不動産賃貸業を営む法人が所有権移転し、貸し駐車場として提供するための転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、普通車両9台分、トラック3台分、回転スペースとして整備し、法人代表が別に経営する金属加工販売業に貸し付ける計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和8年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、前回からの継続案件で所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。前回事業計画において利用計画が不明瞭であると疑義が生じたため継続案件となっておりましたが、今回転用の確実性を確認しております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に平家建て1棟、農業用資材置場、車両置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。農家住宅のため開発許可は不要です。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、個人が所有権移転し駐車場への転用申請です。農地区分

は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に普通車両3台分の駐車場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、個人が所有権移転し駐車場への転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に普通車両3台分の駐車場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの結果でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま7番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

12番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、住器設備業を家族で営む個人が所有権を移転し、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地628㎡を貸資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等

に問題はなく、周囲の状況、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、申請地は既に資材置場として利用されており、申請人からは申請手続を失念してしまい、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が提出されております。また、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを申請者へ確認しております。工事期間は令和7年10月31日完了予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

13番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、自治会が所有権を移転し、ふれあい広場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、地区の公民館周辺で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆2, 226㎡をグラウンドゴルフ場、ゲートボール場及び12台分の駐車場などとして利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用による周辺農地へ影響を及ぼすおそれもないものと思われます。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土を行わないことを申請者へ確認いたしております。工事期間は令和7年9月1日から令和7年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、

申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま 13 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 5 号及び第 6 号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第 5 号及び第 6 号議案は関連ですので、併せて説明します。

まず、第 5 号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書 12 ページの表をご覧ください。

まずは所有権移転です。明細は議案書 13 ページの 1 番から 16 ページの 19 番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが 8 件、同じく熊本県農業公社の買入れが 11 件で、面積は 19 件合わせて田 2 万 2 0 2 ㎡、畑 1 万 5, 3 9 0 ㎡の合計 3 万 5, 5 9 2 ㎡となっています。なお、売買価格等は備考欄記載のとおりです。

次に、農地中間管理機構との貸借です。明細は議案書 16 ページの 20 番から 29 ページの 94 番までの 75 件となっており、契約期間別では 6 年未満が 46 件、10 年以上が 29 件、面積は 75 件合わせて田 8 万 9, 8 8 6 ㎡、畑 1 3 万 8 8 5. 2 6 ㎡の合計 2 2 万 7 7 1. 2 6 ㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。なお、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されています。

続いて、議案第 6 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書 30 ページの 1 番の 1 件のみとなっています。なお、第 5 号及び第 6 号議案の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第 5 号及び

第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づく、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は水稻を作付されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

２２番 木下三智也委員

２２番委員、木下です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地については、昭和２４年当時の航空写真及び地域住民の証言により、宅地として利用されていたことが確認されております。このことから「昭和２７年１０月２０日、農地法施行日前日の以前から引き続き非農地であった土地」と判断しました。

以上１件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付については何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第５の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

１番から７番までの合計７１件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 次に、次第６のその他です。まず、農業委員会の法令遵守の申合せ手続について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明します。

お手元に表題が農業委員会の法令遵守の申合せ手続（案）というのが配付されていると思います。まずは１枚めくっていただきまして、事務連絡、令和７年８月２６日の１．農業委員会総会等での確認、研修についてから２．報告の徹底についてまでご確認くださいと思います。

この内容につきましては、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴とか、農業委員会事務局職員によ

る虚偽有印公文書の作成など不祥事が発生しているということでの通知も含めて、ご依頼するものでございます。

これにつきましては、これまで令和元年から令和2年にかけてDVDとかリーフレットの作成・配布等で研修等がされてきているところでございますが、改めまして農業委員会総会等において農業委員会の法令遵守、法規の保持という点の徹底ということで決議を新たにしますものでございます。

つきましては、1ページ目にお戻りいただきまして、熊本市農業委員会としまして申合せ手続を確認いただきたいと思います。こちらにつきましては読ませていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年9月8日、熊本市農業委員会として今回の総会にお諮りさせていただいて決議したいと考えております。なお、決議いただいた後は、次回の地区委員会で農地利用最適化推進委員にはご説明したいと思っております。

説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

8番 徳永芳也委員

決議内容については妥当だと思いますが、農業委員会の総会等での

研修等の実施についてというような依頼になっているんですが、研修等については何か具体的にお考えになっているんでしょうか。

事務局 現時点で研修等については、計画は立てておりませんが、リーフレット等で今後周知していきたいと思っておりますので、準備ができましたらまたご連絡していきたいと思っております。

8 番 徳永芳也委員

分かりました。よろしくお願いします。

議 長

ほかに何かありませんでしょうか。

ほかにご意見なければ、原案どおり農業委員会の法令遵守の申合せ決議を決議いたします。

その他についてほかに何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

なお、次の総会は10月8日水曜日、場所は議会棟2階の予算決算委員会室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会 午後 3時55分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年9月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 谷 口 憲 治

署名委員 坂 本 修

書 記 柴 田 大 圭